

京都府災害医療コーディネーター設置要綱

(目的)

第1条 直下型地震等の広域災害で人的被害が発生した場合において、必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できる体制の構築を図るため、京都府災害医療コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を設置する。

(委嘱及び任期)

第2条 知事は、災害医療に精通し、かつ京都府の医療の現状について熟知している者をコーディネーターとして委嘱する。

2 コーディネーターの任期は、3年とする。

3 コーディネーターは、業務を行うことができなくなったときは、速やかに知事に委嘱状を添えて、解嘱を申し出るものとする。

4 知事は、第1項のコーディネーターに加え、必要と認めた場合は、災害医療に精通した被災地内外の者を期限付きでコーディネーターとして委嘱することができるものとする。

(業務)

第3条 コーディネーターは、災害時において、知事の要請により、次の業務を行う。

(1) 府災害対策本部及び市町村等に対して災害医療体制の確保について助言を行うこと。

(2) 被災地外への患者搬送及び受入医療機関の確保のための調整を行うこと。

(3) 被災地内外から派遣される医療救護班等の配置調整を行うこと。

(4) 関係機関に対し医療の復旧のために必要な調査を行うこと。

(5) その他災害時における医療提供体制の確保に関すること。

2 コーディネーターは災害が発生し、必要と判断した場合は、知事の要請を待たずに業務を開始することができる。ただし、その場合には、活動開始後、速やかに知事に報告を行うものとする。

3 コーディネーターは、被災の状況により第1項各号の業務を行えない場合は、速やかに知事にその旨報告を行うものとする。

4 知事は、災害医療活動が収束した場合は、コーディネーターに対する活動要請を解除するものとする。

5 コーディネーターは、前項に基づきその活動を終了する際には、京都府健康福祉部医療課長又は被災地を所管する京都府の保健所長等に対し所要の事項を引き継ぐものとする。

(本部災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーター)

第4条 知事は、第2条の規定により委嘱された者から、本部災害医療コーディネーター及び二次医療圏毎に地域災害医療コーディネーターを指名する。

2 本部災害医療コーディネーターは、京都府災害対策本部において京都府全体の災害医

療活動を調整するものとする。

- 3 被災地の地域災害医療コーディネーターは、災害拠点病院、保健所等その他知事が認める適当な場所において当該圏域内の災害医療活動を調整するものとする。
- 4 知事は、必要と認める場合は、本部災害医療コーディネーターに対し災害拠点病院、保健所等その他知事が認める適当な場所において特定の圏域内の災害医療活動又は府外での災害医療活動を要請し、地域災害医療コーディネーターに対し京都府災害対策本部、府内他圏域又は府外での災害医療活動を要請することができるものとする。

(守秘義務)

第5条 コーディネーターは、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(実費弁償等)

- 第6条 コーディネーターの実費弁償は、知事の要請により業務を実施した1日につき、京都府災害救助法施行細則（昭和38年京都府規則第26号）別表第2に定める額を支給する。
- 2 コーディネーターが、その業務に関連して負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、災害に際し応急措置の業務に従事した者にかかる損害補償に関する条例（昭和38年京都府条例第14号）の例により、扶助金を支給する。

(平時の体制)

第7条 コーディネーターは、災害時において円滑に業務を遂行できるよう、平時においては、消防、市町村等関係機関との連携を図るものとする。

(事務)

第8条 コーディネーターに関する事務は、京都府健康福祉部医療課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、コーディネーターの活動に関して必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年2月24日から施行する。